

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (情報政策課)	27
○道立自然公園野幌森林公園の公園区域の一部変更…………… (自然環境課)	27
○道立自然公園野幌森林公園の公園計画の一部変更…………… (自然環境課)	28
○道立自然公園野幌森林公園の特別地域の区域の一部変更…………… (自然環境課)	29
○道立自然公園野幌森林公園の区域内に指定した集団施設地区の変更… (自然環境課)	30
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可…………… (農業施設管理課)	30
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	30
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	30
○知事権限に係る保安林の指定 (2件) …………… (治山課)	30
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	31
○都市計画事業の認可…………… (都市環境課)	31
道監査委員告示	
○地方自治法第252条の32第2項の規定による包括外部監査契約に基づく補助者に関する事項……………	32
道監査委員公表	
○監査公表第6号……………	32
○監査公表第7号……………	32
道警察函館方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	32
道警察旭川方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	33

告 示

北海道告示第415号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成22年5月25日
北海道知事 高橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
(1) 電子調達サービス利用契約 一式
(2) 北海道電子自治体共同システム運用保守業務 一式

2 随意契約の相手方を決定した日
平成22年3月31日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HARP
(2) 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1番2号

4 随意契約に係る契約金額
(1) 89,712,000円
(2) 218,400,000円 (うち北海道契約額 43,795,000円)

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合政策部科学IT振興局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第416号
昭和43年北海道告示第964号で指定した道立自然公園野幌森林公園の区域を変更したので、北海道立自然公園条例(昭和33年北海道条例第36号)第4条第2項の規定において準用する同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。
その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課、北海道開拓記念館総務部総務課及び北海道石狩振興局保健環境部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。
平成22年5月25日
北海道知事 高橋 はるみ

区域
札幌市厚別区厚別東、厚別町小野幌及び下野幌の各一部
江別市内国石狩空知森林計画区石狩森林管理署33林班から54林班までの全部及び32林班の一部
江別市内道有林空知管理区169林班の全部
江別市西野幌の一部
北広島市内国石狩空知森林計画区石狩森林管理署55林班及び56林班の全部

北広島市西の里の一部

北海道告示第417号

昭和43年北海道告示第967号で決定した道立自然公園野幌森林公園に関する公園計画を変更したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第6条第3項において準用する同条例第5条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

その公園計画を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課、北海道開拓記念館総務部総務課及び北海道石狩振興局保健環境部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。

平成22年5月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 規制計画

(1) 特別地域

ア 第1種特別地域

江別市内国営有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署32林班から36林班まで、38林班、48林班、52林班及び53林班の各一部

江別市西野幌の一部

北広島市内国営有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署56林班の全部

イ 第2種特別地域

札幌市厚別区厚別東、厚別町小野幌及び下野幌の各一部

江別市内国営有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署42林班及び54林班の全部並びに32林班から41林班まで、43林班から46林班まで及び48林班から53林班までの各一部

江別市内道有林空知管理区169林班の全部

江別市西野幌の一部

ウ 第3種特別地域

江別市内国営有林石狩森林計画区石狩森林管理署47林班の全部並びに34林班、36林班、37林班、39林班から41林班まで、43林班から46林班まで及び48林班から51林班までの各一部

江別市西野幌の一部

北広島市内国営有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署55林班の全部

(2) 普通地域

江別市西野幌の一部

北広島市西の里の一部

2 施設計画

(1) 集団施設地区

名 称 位 置

記念施設地区 札幌市厚別区厚別東、厚別町小野幌及び下野幌の各一部並びに江別市西野幌の一部

(2) 単独施設

施設の種類 位 置

園 地 江別市（大沢）

園 地 江別市（大沢口）

園 地 江別市（瑞穂の池）

園 地 江別市（登満別口）

園 地 江別市（中央）

園 地 江別市（瑞穂口）

園 地 江別市（トド山口）

(3) 道路

ア 車道

路 線 名 起 点 及 び 終 点 主要経過地

正 面 道 路 線 起点—札幌市厚別区厚別東（国道12号・道立自然公園境界） —

終点—札幌市厚別区厚別町小野幌（開拓記念館）

終点—札幌市厚別区厚別町小野幌（開拓の村駐車場）

登 満 別 口 線 起点—江別市西野幌（登満別口・道立自然公園境界） —

終点—江別市西野幌（登満別口園地）

瑞 穂 口 線 起点—江別市西野幌（瑞穂口・道立自然公園境界） —

終点—江別市西野幌（瑞穂口園地）

イ 自転車道

路 線 名 起 点 及 び 終 点 主要経過地

瑞 穂 周 遊 線 起点—札幌市厚別区厚別東（国道12号・道立自然公園境界） 開拓記念館、中央園地、

終点—江別市西野幌（瑞穂の池・道立自然公園境界） 瑞穂口園地

終点—札幌市厚別区厚別町小野幌（開拓の村駐車場）

起点—江別市西野幌（瑞穂の池・道立自然公

	園境界)				北海道自然歩道線	起点—江別市西野幌 (大沢口・道立自然公園境界)	中央園地
大 沢 環 状 線	終点—江別市西野幌 (瑞穂の池園地)					終点—江別市西野幌 (南野幌・道立自然公園境界)	
	起点—江別市西野幌 (大沢口)	大沢園地、			志 文 別 線	終点—札幌市厚別区厚別町小野幌 (開拓記念館)	
	終点—江別市西野幌 (大沢口)	大沢貯水池、				起点—江別市西野幌 (松川貯水池・大沢環状線分岐点)	—
志 文 別 連 絡 線	起点—江別市西野幌 (松川貯水池・大沢環状線分岐点)	松川貯水池			瑞穂の池連絡線	起点—江別市西野幌 (西二号・北海道自然歩道線分岐点)	—
	終点—江別市西野幌 (中央園地)	登満別口園地				終点—江別市西野幌 (瑞穂の池園地)	
大 沢 口 連 絡 線	起点—江別市西野幌 (大沢口・道立自然公園境界)	—			野 幌 東 基 線	起点—江別市西野幌 (登満別口園地)	—
	終点—江別市西野幌 (大沢口・大沢環状線合流点)					終点—江別市西野幌 (中央園地)	
	終点—江別市西野幌 (大沢口・瑞穂周遊線合流点)				野 幌 西 基 線	起点—江別市西野幌 (瑞穂口園地)	—
ウ 歩 道						終点—江別市西野幌 (中央・北海道自然歩道線合流点)	
路 線 名	起 点 及 び 終 点	主要経過地			登 満 別 線	起点—江別市西野幌 (登満別口園地)	—
大 沢 線	起点—札幌市厚別区厚別町小野幌 (百年記念広場)	大沢園地、				終点—江別市西野幌 (トド山口園地)	
	終点—江別市西野幌 (大沢・道立自然公園境界)	大沢口園地			下 野 幌 線	起点—江別市西野幌 (トド山・北海道自然歩道線分岐点)	—
瑞 穂 線	起点—札幌市厚別区厚別町小野幌 (開拓記念館)	瑞穂の池園地				終点—江別市西野幌 (瑞穂口園地)	
	起点—札幌市厚別区厚別町小野幌 (開拓の村駐車場)				<hr/>		
	終点—江別市西野幌 (瑞穂口園地)				北海道告示第418号		
大 沢 連 絡 線	起点—江別市西野幌 (大沢・大沢線分岐点)	—			昭和58年北海道告示第587号で指定した道立自然公園野幌森林公園の特別地域を変更したので、北海道立自然公園条例 (昭和33年北海道条例第36号) 第10条第3項の規定において準用する同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。		
	終点—江別市西野幌 (大沢・大沢環状線合流点)				その地域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課、北海道開拓記念館総務部総務課及び北海道石狩振興局保健環境部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。		
記 念 塔 連 絡 線	起点—江別市西野幌 (文京台口・道立自然公園境界)	埋蔵文化財センター			平成22年 5月25日		
	終点—札幌市厚別区厚別町小野幌 (百年記念広場)				北海道知事 高 橋 はるみ		
大 沢 環 状 線	起点—江別市西野幌 (大沢口)	大沢園地、			特別地域		
	終点—江別市西野幌 (大沢口)	大沢貯水池、			札幌市厚別区厚別東、厚別町小野幌及び下野幌の各一部		
		松川貯水池			江別市内国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署33林班から54林班までの全部並びに32林班の一部		

江別市内道有林空知管理区169林班の全部
江別市西野幌の一部
北広島市内国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署55林班及び56林班の全部

北海道告示第419号

昭和46年北海道告示第2328号で指定した道立自然公園野幌森林公園の集団施設地区の区域を変更したので、北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第24条第2項の規定において準用する同条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課、北海道開拓記念館総務部総務課及び北海道石狩振興局保健環境部環境生活課に備え置いて、縦覧に供する。

平成22年5月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 集団施設地区の名称 | 記念施設地区 |
| 2 | 区 域 | 札幌市厚別区厚別東、厚別町小野幌及び下野幌の各一部
江別市西野幌の一部 |

北海道告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、厚真町土地改良区が管理する美里頭首工に係る管理規程を認可した。

平成22年5月25日

北海道知事 高橋 はるみ

認可した管理規程の概要

美里頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成22年5月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年5月25日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
浜中西部	草地整備 [担い手中核型] (区画整理)	北海道釧路総合振興局
釧路阿寒	同	同
厚岸東部	同	同

北海道告示第422号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成22年5月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年5月25日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
西高倉	経営体育成基盤整備 [面的集積型] (農業用排水施設、客土、暗きょ排水、区画整理)	北海道石狩振興局
中小屋西	同	同
川下	同	同
篠津	同 [一般型] (農業用排水施設、暗きょ排水)	同

北海道告示第423号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年5月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 白老郡白老町字竹浦842 (次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 指定の目的 水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 函館市汐首町419 (次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所 函館市双見町4の1（次の図に示す部分に限る。）、266の4

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林の所在場所 様似郡様似町字平宇1154の8（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第424号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年5月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 函館市木直町221の4（次の図に示す部分に限る。）、221の5

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第425号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年5月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町若松312・313・381（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 農道用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町若松590・596（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 解除の理由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第426号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成22年5月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 施行者の名称 札幌市

2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・199号新琴似6番通）

3 事業施行期間 平成22年5月25日から同28年3月31日まで

4 事業地（収用の部分） 札幌市東区北46条東1丁目、北区麻生町8丁目及び北区麻生町9丁目地内

道 監 査 委 員 告 示

北海道監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査の事務を補助する者に関する事項について次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成22年5月25日

北海道監査委員 沢岡信広
北海道監査委員 喜多龍一
北海道監査委員 坂本人士
北海道監査委員 太田博

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成22年3月25日包括外部監査人千葉健一から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成22年5月25日

北海道監査委員 沢岡信広
北海道監査委員 喜多龍一
北海道監査委員 坂本人士
北海道監査委員 太田博

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により、包括外部監査人が行った平成14年度及び平成16年度から平成19年度までの包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、同法第252条の38第6項の規定により、知事、教育委員会及び公営企業管理者から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成22年5月25日

北海道監査委員 沢岡信広
北海道監査委員 喜多龍一
北海道監査委員 坂本人士
北海道監査委員 太田博

道警察函館方面本部告示

北海道警察函館方面本部告示第58号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成22年5月25日

北海道警察函館方面本部長 木下外晴

- 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量

6型カードベース 300枚×3入	81箱（6型カードベースID-6CY、ID-6CI及びID-6CSの合計予定数量）
6型高速型用リボン 2,000枚×1入×7種	35箱
6型プリンタヘッド	14個
吸気フィルター 大	12個
吸気フィルター 小	12個
搬送ローラー	44個
ヒートローラー 上	8個
ヒートローラー 下	8個
DUPUSHU付ブラケットハウジング 2個組	8組
ロールロアピンチローラー	8個
EXITローラー 2本組	8組
ハロゲンランプ	8個
温度センサー	8個
複写用真空パッド 3個組	4組
- 随意契約の相手方を決定した日
平成22年3月25日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名 株式会社DNPアイディーシステム
 - 住所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 随意契約に係る契約金額

6型カードベース（ID-6CY） 300枚×3入	1箱当たり 470,700円
6型カードベース（ID-6CI） 300枚×3入	1箱当たり 470,700円

6型カードベース (ID-6CS) 300枚×3入	1箱当たり	470,700円
6型高速型用リボン 2,000枚×1入×7種	1箱当たり	140,000円
6型プリンタヘッド	1個当たり	130,000円
吸気フィルター 大	1個当たり	9,000円
吸気フィルター 小	1個当たり	5,500円
搬送ローラー	1個当たり	1,400円
ヒートローラー 上	1個当たり	23,000円
ヒートローラー 下	1個当たり	18,000円
D U プッシュ付ブラケットハウジング 2個組	1組当たり	14,400円
ロールロアピンチローラー	1個当たり	21,500円
E X I T ローラー 2本組	1組当たり	22,800円
ハロゲンランプ	1個当たり	10,500円
温度センサー	1個当たり	5,000円
複写用真空パッド 3個組	1組当たり	5,100円
5 契約の相手方を決定した手続 任意契約		
6 任意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。		
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		
(1) 名称 北海道警察函館方面本部会計課		
(2) 所在地 函館市五稜郭町15-5		

道警察旭川方面本部告示

北海道警察旭川方面本部告示第63号

次のとおり任意契約の相手方を決定した。

平成22年5月25日

北海道警察旭川方面本部長 柴野敏夫

1 任意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量

6型カードベース 300枚×3入	127箱
6型高速型用リボン 2,000枚×1入×7種	57箱
6型プリンタヘッド	10個
吸気フィルター 大	12個
吸気フィルター 小	12個

搬送ローラー	6個
ヒートローラー 上	6個
ヒートローラー 下	6個
D U プッシュ付ブラケットハウジング 2個組	6組
ロールロアピンチローラー	6個
E X I T ローラー 2本組	6組
ハロゲンランプ	6個
温度センサー	6個
複写用真空パッド 3個組	4組
2 任意契約の相手方を決定した日 平成22年3月31日	
3 任意契約の相手方の氏名及び住所	
(1) 氏名 株式会社DNPアイディーシステム	
(2) 住所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号	
4 任意契約に係る契約金額	
6型カードベース 300枚×3入	1箱当たり 470,700円
6型高速型用リボン 2,000枚×1入×7種	1箱当たり 140,000円
6型プリンタヘッド	1個当たり 130,000円
吸気フィルター 大	1個当たり 9,000円
吸気フィルター 小	1個当たり 5,500円
搬送ローラー	1個当たり 1,400円
ヒートローラー 上	1個当たり 23,000円
ヒートローラー 下	1個当たり 18,000円
D U プッシュ付ブラケットハウジング 2個組	1組当たり 14,400円
ロールロアピンチローラー	1個当たり 21,500円
E X I T ローラー 2本組	1組当たり 22,800円
ハロゲンランプ	1個当たり 10,500円
温度センサー	1個当たり 5,000円
複写用真空パッド 3個組	1組当たり 5,100円
5 契約の相手方を決定した手続 任意契約	
6 任意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	

- (1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課
(2) 所在地 旭川市1条通25丁目487-6
-

正 誤

○平成21年9月4日(第2108号)

北海道告示第626号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)中に誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

18 右 11

誤 (I-1-85-623)

正 (I-1-86-623)

○平成22年3月26日(第2164号)

北海道告示第244号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)中に誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

80 右 14

誤 釧路緑ヶ丘・貝塚

正 釧路緑ヶ岡・貝塚
